

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、福岡県知事から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 8 年 1 月 27 日

佐賀県知事 山口祥義

- 1 作業種類 公共測量（地盤沈下観測調査一級水準測量）
- 2 作業期間 令和 7 年 12 月 25 日から令和 8 年 3 月 24 日まで
- 3 作業地域 佐賀市諸富町